

生徒心得

法律やマナーなどの約束と決まりによって社会秩序が維持されているように、学校においても生徒各自が約束や決まりを守って秩序が保たれるのである。「生徒心得」とは、本校における約束や決まりをあらわしたもので、本校の生徒としてふさわしい行動を取るためのよりどころとして定めたものである。よって、生徒心得に反するような行為が認められた場合は、特別指導の対象となることもあるので、以下の内容を十分理解の上、本校生として生活してほしい。

(1) 礼儀

- ア 社会生活における相互の人格を尊重する誠意のあらわれが礼儀である。
- イ 自分の意志をはっきり表明し、明朗で率直な態度をとる。

(2) 登校・下校

- ア 通学路は安全面を十分考慮し、通学管理カードに順路を記入した上で、登・下校する。
- イ 遅刻したときは、遅刻届に事由を記入し、職員室で入室の許可を受け教科担当に提出する。(休み時間においては担任へ提出する)
- ウ 休業中の登・下校については、関係職員に申し出る。
- エ 休業中や帰宅後の登・下校については、現在の通学方法で登・下校すること。
- オ 欠席するときは、始業時までには保護者により学校へ連絡する。
なお、欠席が7日以上におよぶときは、医師の診断書を添える。
- カ 忌引き日数は、1親等7日、2親等3日、3親等1日とする。(ただし、遠距離の場合は必要な移動日数を加算する。)
- キ 下校時刻は、午後4時50分とする。ただし、部活動においては、午後6時30分とする。

(3) 校内生活

- ア 授業は常に真剣に臨み、学力の向上を図るように心がける。
- イ 高校生としてふさわしくない物品は所持しない。(危険物等)
- ウ 金品の貸借はできるだけしない。
- エ 所持品を紛失したときは、直ちに担任へ申し出る。
- オ 掲示、陳列、配布、集金をするときは、学校の許可を得る。
- カ 校舎や校具など、公共物を大切に使用する。
- キ 校舎内外は、常に清潔・整頓を保つ。
- ク 定められた時刻・場所以外で飲食してはならない。
- ケ やむを得ず外出・早退するときは、担任の許可を受け、許可証を所持する。
- コ 部室の使用は放課後とする。ただし、職員の許可がある場合はその限りでない。
- サ 校長室、職員室、事務室などに入室する際は、服装・態度・挨拶に留意する。
- シ 職員会議、考査期間中および考査前1週間の職員室は、生徒の無断出入りを禁止する。

(4) 考査における遵守事項

- ア 不正行為の疑いを受けるような行為は絶対にしない。
- イ 出席番号順に着席すること。
- ウ 机の中は空にし、所持品は筆記具のみとする。
- エ 携帯電話等については電源を切り、絶対に所持しない。

(5) 校外生活

- ア 基本的な生活習慣を身に付け、生活のリズムを崩さない。
外出するときは、行先、用件、帰宅予定時刻等を家人に連絡する。

イ 保護者の許可のない外泊は禁止する。夜間外出はみだりにしない。また単独での夜間外出はしない。（午後１１時～翌朝４時）

ウ 本校以外の行事に参加するときは、学校の許可を受ける。

(6) アルバイトについて

学校生活に集中するために、アルバイトはしない方が良いと思われるが、以下の許可条件を満たす場合に限り認める。ただし、必ず事前に学校の許可を得なければならない。

ア 許可条件

- ・ 目的が家計の補助（授業料等にあてる）であること。
- ・ 仕事の内容が健全で安全であること。
- ・ 終業時刻が午後８時以前であること。

イ 新入生は、高校生活に慣れるまでの期間として、アルバイトを夏休み前まで禁止する。

ウ 学校生活に支障が認められる場合は、保護者と連携し、改善策を講じる。

エ アルバイトの際は許可証を必ず携帯する。

(7) 服装

ア 服装は常に端正・清潔を保持し、礼儀と品位を失わないように心がける。

イ 標準服は学校指定のものとする。

ウ 休日でも登校するときは標準服を着用する。

エ 標準服・頭髪等の規定

	項 目	規 定
標 準 服	ブレザー（男女）	本校指定
	ワイシャツ	本校指定
	ズボン・スカート	本校指定
	防寒具 セーター類	Vネックセーター・カーディガンとする（黒・紺）
	コート、マフラーなど	派手な色は避け、無地とする。
	ネクタイ	本校指定（冬服時着用）
	ベスト（男女）	本校指定（黒・紺）
	靴下等	本校指定（紺） 女子については、黒または肌色のストッキング・タイツを許可する。
	ベルト類	装飾・変形等（バックル、細い、太い等）及び華美なものとは禁止とする（黒・紺系等）
	上履き・体育館履き	本校指定（学年別）
そ の 他	頭髪	本校規程による。（染色、脱色、つけ毛、パーマは禁止）
	化粧（ツメ等を含む）	禁止
	装飾品（ピアス、ネックレス等や刺青等身体への装飾含む）	禁止

オ 衣替えは、６月１日および１０月１日とする。

(セーター類の着用は10月1日から5月31日までとする。移行期間は衣替前1週間とする。)

(8) 交 通

- ア 自転車・原付自転車は指定された場所に置き、必ず鍵をかける。
- イ 通学用の自転車及び原付自転車には学校指定のステッカーを貼る。
- ウ 運転免許証を取得する場合には、学校の許可を得る。
- エ 運転免許証を取得した後は、すぐに学校へ届けること。
- オ 必要とする場合は、原付自転車による通学を校内規程により許可する。
- カ 排気量50ccを超える二輪車（自動二輪車）の免許取得並びに購入・運転・所有を禁止する。
ただし、普通免許の教習及び取得については、3年次の10月以降許可する。

(9) 禁止事項

- ア 喫煙、飲酒、パチンコ店への入場など、法律や条令に違反する行為。
- イ 交通法規（校内規程を含む）に違反する行為。
- ウ 暴力行為。
- エ 考査中の不正行為。
- オ 生徒心得に違反する行為。

(10) その他

社会福祉についての理解・関心を深め、福祉活動の実践に積極的に参加する。